

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月30日
【発行者の名称】	株式会社オーリーズ (All's & Company)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 多聞
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂4丁目8-15 赤坂KOSENビル7階
【電話番号】	03-6822-9240
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部長 渡辺 憲彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社オーリーズ https://allis-co.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期中間	第14期	第15期
決算年月	2026年6月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	853,288	1,398,588	1,358,635
経常利益又は経常損失(△) (千円)	39,764	△2,340	25,898
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社に帰属する当期純損失(△) (千円)	16,630	△94,670	116,846
中間包括利益又は包括利益 (千円)	16,630	△94,670	116,846
純資産額 (千円)	119,805	△13,419	103,427
総資産額 (千円)	2,191,433	2,429,997	2,361,833
1株当たり純資産額 (円)	66.93	△34.13	104.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	-	-
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	9.29	△112.70	139.10
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	5.5	△0.6	4.4
自己資本利益率 (%)	14.9	△281.2	261.1
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△43,578	136,413	△24,607
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△127,090	△90,741	△3,144
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△74,722	△56,991	90,515
現金及び現金同等物の中間期末残高及び期末残高 (千円)	1,109,933	1,292,561	1,355,325
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	97 (16)	107 (3)	89 (10)

- (注) 1. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第15期及び第16期中間の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 第14期、第15期、第16期中間ともに無配であるため、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第14期連結会計年度から連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
5. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第15期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき太陽有限責任監査法人による監査を受けております。また、第16期中間期の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の期中レビューを受けておりますが、第14期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社セールスリクエスト	東京都世田谷区	3,000	マーケティング 支援	100	役員兼任1名
株式会社Maroo	東京都港区	1,000	マーケティング 支援	100	-

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 2026年1月21日に株式会社Marooの全株式を取得し、連結子会社としております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
マーケティング支援事業	97 [16]
合計	97 [16]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
74	33.3	3.1	6,276

セグメントの名称	従業員数（人）
マーケティング支援事業	74 [0]
合計	74 [0]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しています。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

（1）当期の経営成績の概況

当中間連結会計期間における国内経済は、企業のマーケティング投資に対する選別姿勢が継続し、広告効果の可視化や費用対効果の厳格化が一段と進展する環境となりました。特に運用型広告市場では、高度なデータ活用力および専門性が求められる一方、競争環境は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループはマーケティング／セールス領域支援事業において、既存顧客との関係深化および提供サービスの高付加価値化を推進し、収益性の改善に取り組んでまいりました。また、組織体制の最適化や業務プロセスの効率化にも注力いたしました。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は853,288千円となりました。また、売上高の増加等に伴い、営業利益は39,412千円となりました。

営業外損益を含めた経常利益は39,764千円となり、営業段階における収益改善が反映されました。

特別損益においては、新株予約権消却に伴う特別利益252千円を計上した結果、税金等調整前中間純利益は40,016千円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する中間純利益は16,630千円となりました。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。また、当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,109,933千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、支出した資金は43,578千円となりました。これは主として、仕入債務の減少額92,125千円、売上債権の減少額74,459千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、支出した資金は127,090千円となりました。これは主として、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出109,733千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、支出した資金は74,722千円となりました。これは長期借入れによる収入129,999千円、長期借入金の返済による支出74,722千円、社債の償還による支出130,000千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はございません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はございません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
マーケティング支援事業（千円）	853,288
合計（千円）	853,288

（注）販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載は省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年8月25日に公表した発行情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載します。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券㈱を担当 J-Adviser に指定し、フィリップ・キャピタル証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に基づく事業再生又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(d)の場合の区分に従い、当該(a)から(d)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に基づく事業再生を行う場合

当該再建計画が、早期事業再生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(d) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げ

る場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合、当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健

全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主

及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

②その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当中間連結会計期間の財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計期間末に比べ302,681千円減少（14.6%減）し1,765,071千円となりました。これは主として、現金及び預金の減少242,980千円、売掛金の減少55,685千円があったこと等によるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ132,281千円増加（45.0%増）し426,362千円となりました。これは主として、のれんの増加113,786千円があったこと等によるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ114,867千円減少（9.7%減）し1,067,855千円となりました。これは主として、買掛金の減少87,452千円、未払金の減少62,490千円があった一方で、未払法人税等の増加16,544千円があったこと等によるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ71,910千円減少（6.7%減）し1,003,772千円となりました。これは主として、社債の減少130,000千円があった一方で、長期借入金の増加57,967千円があったこと等によるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、主として親会社株主に帰属する中間純利益の計上16,630千円等により前連結会計年度末に比べ16,378千円増加し、119,805千円となりました。

(3) 経営成績の分析

「1 【事業の状況】(1) 当期の経営成績の概況」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4 【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「1 【事業の状況】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,260,000	2,740,000	2,740,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権限内容に何ら限定のない株式であります。
計	10,000,000	7,260,000	2,740,000	2,740,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

第2回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	935(注) 1	同左(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,500(注) 1	同左(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65(注) 2	同左(注) 2
新株予約権の行使期間	2026年4月20日から 2034年4月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65 資本組入額 33(注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、当社取 締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(注)1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、65円とする。
なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額

は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所（東京プロマーケットその他のプロ投資家向け市場を除く）に上場することを条件とする。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得事由

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、表内「新株予約権の目的となる株式の数(株)」及び(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

(注) 5 に準じて決定する。

7. 新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第 3 回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (2026年 6 月 30 日)	公表日の前月末現在 (2026年 8 月 31 日)
新株予約権の数 (個)	488 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	40	40
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	48,800 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	95 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2027年4月19日から 2035年4月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 95 資本組入額 48 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、当社取 締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に (注) 1 に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、95円とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所（東京プロマーケットその他のプロ投資家向け市場を除く）に上場することを条件とする。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得事由
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、表内「新株予約権の目的となる株式の数(株)」及び(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

（注）5に準じて決定する。

7. 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第4回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数（個）	－	800（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	14
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	80,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	215（注）2
新株予約権の行使期間	－	2028年4月21日から 2036年4月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	－	発行価格 215 資本組入額 108（注）3
新株予約権の行使の条件	－	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	－	譲渡による新株予約権の 取得については、当社取 締役会の決議による承認 を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	（注）6

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価

額」という。)に(注)1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、215円とする。
 なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所(東京プロマーケットその他のプロ投資家向け市場を除く)に上場することを条件とする。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得事由

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同

一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、表内「新株予約権の目的となる株式の数(株)」及び(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

(注)5に準じて決定する。

7. 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年11月22日 (注)	2,738,630	2,740,000	—	33,000	—	—

(注) 2022年11月22日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより株式数は2,738,630株増加し、2,740,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2026年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社T&CO	東京都江東区豊洲四丁目9番13号414	1,300,000	47.4
鈴木多聞	東京都江東区	660,000	24.1
足立誠愛	東京都世田谷区	250,000	9.1
合同会社インテグリティ	東京都渋谷区	250,000	9.1
宇賀田徹	東京都渋谷区	110,000	4.0
藤井貴志	千葉県船橋市	110,000	4.0
三瀧トキ	京都府京都市上京区	60,000	2.2
計	—	2,740,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	—	—	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,740,000	2,740,000	—
総株主の議決権	—	—	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社は2026年9月29日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場いたしましたので、当中間連結会計期間(2026年1月から2026年6月まで)の株価について記載事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2026年8月25日以降、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日）より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,413,331	1,170,350
売掛金	586,530	530,845
前渡金	33,151	23,851
前払費用	23,373	34,747
その他	11,365	5,476
貸倒引当金	—	△200
流動資産合計	2,067,752	1,765,071
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	31,739	31,739
減価償却累計額	△3,492	△4,826
建物附属設備（純額）	28,246	26,912
工具器具備品	11,627	17,898
減価償却累計額	△6,737	△9,223
工具器具備品（純額）	4,890	8,675
有形固定資産合計	33,137	35,588
無形固定資産		
のれん	98,086	211,873
ソフトウェア	111	7,974
無形固定資産合計	98,198	219,847
投資その他の資産		
投資有価証券	93,369	99,722
繰延税金資産	24,020	24,020
差入保証金	39,511	42,968
その他	5,842	4,213
投資その他の資産合計	162,744	170,925
固定資産合計	294,080	426,362
資産合計	2,361,833	2,191,433

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	531,119	443,667
未払金	157,640	95,149
未払費用	38,503	27,209
未払法人税等	6,623	23,168
未払消費税等	51,472	49,905
1年内返済予定の長期借入金	123,144	145,344
1年内償還予定の社債	260,000	260,000
その他	※1 14,219	※1 23,411
流動負債合計	1,182,723	1,067,855
固定負債		
社債	535,000	405,000
長期借入金	528,351	586,318
その他	12,331	12,454
固定負債合計	1,075,682	1,003,772
負債合計	2,258,405	2,071,627
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,000	33,000
利益剰余金	70,175	86,805
株主資本合計	103,175	119,805
新株予約権	252	-
純資産合計	103,427	119,805
負債純資産合計	2,361,833	2,191,433

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
売上高	853,288
売上原価	189,780
売上総利益	663,508
販売費及び一般管理費	※1 624,096
営業利益	39,412
営業外収益	
受取利息	1,566
キャッシュバック収入	3,316
投資事業組合運用益	7,426
その他	1,334
営業外収益合計	13,643
営業外費用	
支払利息	9,473
社債保証料	2,271
その他	1,547
営業外費用合計	13,291
経常利益	39,764
特別利益	
新株予約権戻入益	252
特別利益合計	252
税金等調整前中間純利益	40,016
法人税等	23,386
中間純利益	16,630
親会社株主に帰属する中間純利益	16,630

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
中間純利益		16,630
中間包括利益		16,630
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		16,630
非支配株主に係る中間包括利益		-

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	40,016
減価償却費	3,701
のれん償却額	31,875
投資事業組合運用益	△7,426
受取利息	△1,566
支払利息	8,923
売上債権の増減額 (△は増加)	74,459
前払費用の増減額 (△は増加)	△8,215
仕入債務の増減額 (△は減少)	△92,125
未払金の増減額 (△は減少)	△79,810
未払費用の増減額 (△は減少)	△11,293
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,280
その他	11,811
小計	△31,930
利息の受取額	1,566
利息の支払額	△9,009
法人税等の支払額	△4,204
営業活動によるキャッシュ・フロー	△43,578
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,353
無形固定資産の取得による支出	△6,726
差入保証金の返戻による収入	687
差入保証金の差入による支出	△4,625
定期預金の預入による支出	△2,412
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△109,733
その他	1,073
投資活動によるキャッシュ・フロー	△127,090
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	129,999
長期借入金の返済による支出	△74,722
社債の償還による支出	△130,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△74,722
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△245,392
現金及び現金同等物の期首残高	1,355,325
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,109,933

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(連結の範囲の重要な変更)

当中間連結会計期間において、新たに株式を取得した株式会社Marooを連結の範囲に含めております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
契約負債	5,505千円	—

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
給与手当	285,871千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
現金及び預金勘定	1,170,350千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△60,417
現金及び現金同等物	1,109,933

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、令和7年11月21日開催の取締役会において、株式会社Maroo(以下、「Maroo」という。)の株式を100%取得することを決議し、Maroo代表取締役の山梨寛弥氏と株式譲渡契約を締結いたしました。

当該契約に基づき、令和8年1月21日付で全株式を譲り受け、完全子会社といたしました。

(1) 企業結合の概要

1 被取得企業の名称及びその事業の内容

イ. 名称 株式会社Maroo

ロ. 事業内容 インサイドセールス支援事業

2 企業結合を行った主な理由

長年に亘りお客様と時代のニーズを捉えてサービスを展開してきたMarooは、当社グループにはないサービス提供ノウハウ、お客様基盤を有しております。これにより、インサイドセールス領域における競合他社に対し、差別化を図ることができるものと考えております。

3 企業結合日

令和8年1月21日

4 企業結合の法的形式

株式取得

5 結合後企業の名称

株式会社Maroo

6 取得した議決権比率

100%

7 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、被取得企業の100%を取得したことによります。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価（現金）200百万円

取得原価 200百万円

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンスに係る費用等 5,000千円

(4) 取得原価の配分に関する事項

1 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	106百万円
固定資産	1百万円
資産合計	108百万円

流動負債	31百万円
固定負債	21百万円
負債合計	53百万円

2 発生したのれんの金額、発生原因及び償却方法

イ. 発生したのれん

145百万円

ロ. 発生原因

主として将来の事業展開から期待される超過収益力によるものです。

ハ. 償却方法

5年間にわたる均等償却

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、マーケティング支援事業の単一セグメントであります。主要なサービスの収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

マーケティング支援事業	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
広告運用支援	551,697
インサイドセールス	301,591
顧客との契約から生じる収益	853,288
その他の収益	-
外部顧客への売上高	853,288

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
1株当たり中間純利益	9.29円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当中間連結会計期間において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	16,630
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
うち優先配当額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	16,630
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,790,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 (ストック・オプション) (新株予約権の数935個) (普通株式93,500株) 第3回新株予約権 (ストック・オプション) (新株予約権の数488個) (普通株式48,800株) 第4回新株予約権 (ストック・オプション) (新株予約権の数800個) (普通株式80,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 9 月25 日

株式会社オーリーズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 形 隆 紀

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーリーズの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーリーズ及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能

性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。